

第2回上越地域法定合併協議会準備会会議録

平成15年3月31日(月)

上越市厚生南会館大ホール

出席委員

市町村名	区分	役職名	氏名	備考
上越市	行政	上越市長	木浦 正幸	
		上越市助役	中川 周一	
	議会	上越市議会議長	小林 章吾	
		上越市議会副議長	田村 恒夫	
		上越市議会総務常任委員長	早津 輝雄	
	住民	上越商工会議所会頭	田中 弘邦	
		上越市町内会長連絡協議会会長代理	杉林 義信	
上越市連合婦人会会長		保坂 いよ子		
安塚町	行政	安塚町長	矢野 学	
		安塚町助役	丸山 新	
	議会	安塚町議会議長	日下部 進	
		安塚町議会議員	松野 恵	
		安塚町議会議員	志賀 賢一	
	住民	安塚町商工会長	横尾 新一	
		安塚町区長代表	丸山 辰五郎	
雪のまちいきいき女性ネットワーク代表		北島 敬子		
浦川原村	行政	浦川原村長	原 恒博	
		浦川原村助役	松内 一也	
	議会	浦川原村議会議長	大竹 代次	
		浦川原村議会議員	五十嵐 謙吉	
		浦川原村議会議員	石田 昇	
	住民	浦川原村商工会長	宮川 道三	
浦川原村市町村合併検討委員会委員		内山 美恵子		
大島村	行政	大島村長	岩野 虎治	
		大島村助役	中條 勝夫	
	議会	大島村議会議長	岩野 一高	
		大島村議会議員	丸田 伸一	
		大島村議会議員	早川 与五郎	
	住民	大島村商工会会長	武田 一也	
大島村大平区長		岩野 修二		
大島村合併協議会委員		山岸 幸子		
牧村	行政	牧村長	中川 耕平	
		牧村助役	高波 勝也	
	議会	牧村議会議長	武田 正一	
		牧村議会議員	折笠 健一	
		牧村議会議員	宮本 富男	
	住民	牧村商工会長	米持 源一郎	
牧村区長代表		金井 純		
牧村市町村合併検討協議会委員		江口 理恵子		

柿崎町	行政	柿崎町長	楡井 辰雄	
		柿崎町助役	小池 猛紀	
	議会	柿崎町議会議長	宮川 環	
		柿崎町議会副議長	小関 信夫	
		柿崎町議会市町村合併調査特別委員会委員長	平野 誠市	
	住民	柿崎町商工会長	富所 博	
柿崎町農業委員		神岡 八江子		
大潟町	行政	大潟町長	渡邊 之夫	
		大潟町助役	新保 啓吉	
	議会	大潟町議会議長	俵木 達	
		大潟町議会副議長	村山 尚祥	
		大潟町議会議員	内山 米六	
	住民	大潟町商工会長	西田 行男	
大潟町区長会代表		小池 吉則		
大潟町教育委員		大浜 啓子		
吉川町	行政	吉川町長	角張 保	
		吉川町助役	中村 昭一	
	議会	吉川町議会議長	八木 一郎	
		吉川町議会副議長	吉村 一博	
		吉川町議会議員	橋爪 法一	
	住民	吉川町商工会長	荻谷 賢一	
吉川町公民館長		田村 憲世		
吉川町男女共同参画計画策定委員会副委員長		岩井 栄子		
中郷村	行政	中郷村長	吉田 侃	
		中郷村収入役	山下 俊夫	
	議会	中郷村議会議長	荒川 正尊	
		中郷村議会副議長	内田 和男	
		中郷村議会議員	山崎 新一	
	住民	中郷村商工会長	矢坂 琴治	
中郷村合併検討委員会会長		山崎 勇		
中郷村女性模擬議会議長		白石 智慧子		
板倉町	行政	板倉町長	瀧澤 純一	
		板倉町収入役	石黒 忠勝	
	議会	板倉町議会議長	吉澤 昭紀	
		板倉町議会議員	武藤 武雄	
		板倉町議会議員	見海 健太郎	
	住民	板倉町商工会事務局長	田中 幹夫	
板倉町市町村合併検討委員会会長		宮腰 英武		
板倉町市町村合併検討委員会委員		増村 恵子		
清里村	行政	清里村長	梅澤 正直	
		清里村助役	笹川 栄一	
	議会	清里村議会議長	奥田 堅太郎	
		清里村議会議員	中村 良平	
		清里村議会議員	保坂 隆男	
	住民	清里村商工会長	武田 和信	
前清里村合併問題検討委員会委員長		福保 巧成		
前清里村合併問題検討委員会委員		細谷 愛子		

三和村	行政	三和村長	高倉 英雄	
		三和村助役	加藤 忠雄	
	議会	三和村議会議長	服部 誠治郎	
		三和村議会副議長	松縄 教一	
		三和村議会議員	稲垣 健一	
	住民	三和村商工会長	石塚 賢	
		前三和村合併研究協議会会長	近藤 一郎	
前三和村合併研究協議会副会長		武田 美紀		
名立町	行政	名立町長	塚田 隆敏	
		名立町助役	渡邊 一郎	
	議会	名立町議会副議長	秦野 兵司	
		名立町議会運営委員長	畑 虎夫	
	住民	名立町商工会長	山本 實	
名立町名立大町総代		塚田 一三		
学識経験者		えちご上越農業協同組合代表理事副組合長	笹川 一成	
		上越青年会議所理事長	山岸 孝博	
		新潟県総合政策部市町村合併支援課長	中澤 清	
		新潟県上越地域振興事務所次長	飯沼 克英	代理

オブザーバーとして出席した者

市町村名	役職名	氏名	備考
頸城村	頸城村長	関田 武雄	

議 題

- 1 上越地域法定合併協議会準備会への新規加盟について
- 2 報告及び協議 上越地域法定合併協議会準備会規約の改正について
- 3 委員紹介
- 4 副会長の選出
- 5 協議
 - (1) 上越地域法定合併協議会準備会の会議の運営に関する規程について
 - (2) 平成15年度上越地域法定合併協議会準備会予算について
 - (3) 事務事業の調整について
 - (4) 合併に関する基本項目について
 - (5) 新グランドデザイン(将来構想)について
- 6 その他

午後2時0分 開会

木浦正幸会長 皆様方、大変ご苦勞様でございます。年度末の公私共に大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。これより、第2回上越地域法定合併協議会準備会を開催させていただきます。なお、本日は委員総数84名のうち78名のご出席でございますので、準備会規約第7条第3項の規定により会議は成立いたしております。それでは座らせていただきます。

○

- 1 協議 上越地域法定合併協議会準備会への新規加盟について

木浦正幸会長 早速ですが、1番の協議につきまして、準備会への新規加盟についてでございます。先般、柿崎町、大潟町、吉川町から準備会への加盟の申出があり、頸城村からオブザーバー参加の申出がありましたので、了承いたしたいと思いますが、よろしいでございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 ありがとうございます。それでは、柿崎町、大潟町、吉川町の加盟及び頸城村のオブザーバー参加については了承されました。

○

2 報告及び協議 上越地域法定合併協議会準備会規約の改正について

木浦正幸会長 次に、2 番の規約の改正についての報告と協議でございます。資料につきましては 1 ページでございます。

まず、柿崎町、大潟町、吉川町の準備会への加盟に伴う規約変更を、準備会規約の第 12 条により会長専決で行いましたので、報告するものでございます。該当部分は規約の第 1 条、目的でございます。なお、市町村の記載順につきましては、様々なご意見があることと思われませんが、市町村コード順にさせていただきましたので、ご承知おきをいただきたいと思います。

あわせて、第 5 条第 1 項第 2 号、副会長について協議させていただきます。前回、副会長につきましては、各地区の代表としてご就任いただいた経緯にかんがみまして、このたびの新規加盟に伴い、頸北地域代表の 1 名を加え 4 名といたしたいと思っておりますので、お諮りをさせていただきます。規約第 5 条の 2 の副会長を 4 名とすることについてでございますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 ありがとうございます。それでは副会長を 4 名とさせていただきます。

○

3 委員紹介

木浦正幸会長 次に、3 番の委員紹介でございます。各町ごとに委員の皆さんをご紹介させていただきます。恐れ入りますがその場にてご起立をいただければというふうに思っておりますが、最初に柿崎町の皆さんでございます。〔柿崎町の委員起立〕よろしくお願ひします。ありがとうございます。続きまして、大潟町の皆様方でございます。〔大潟町の委員起立〕よろしくお願ひいたします。最後に吉川町の皆様方でございます。〔吉川町の委員起立〕よろしくお願ひいたします。

また、今回より、学識経験者といたしまして新たに新潟県上越地域振興事務所長さんをお願いいたしました。本日は代理の飯沼次長がご出席でございます。〔飯沼克英新潟県上越地域振興事務所次長起立〕よろしくお願ひします。

そして最後に、オブザーバー参加の頸城村村長さんでございます。〔関川武雄頸城村村長起立〕よろしくお願ひします。

では、改めまして、本日は委員総数 109 名のうち 102 名のご出席でございますので、準備会規約第 7 条第 3 項の規定によりまして、会議は成立いたします。

○

4 副会長の選出

木浦正幸会長 次に、4 番、副会長の選出でございますが、先ほど、頸北地域からの加盟に伴い副会長を 4 名といたしましたが、この地域から 1 名をお願いいたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 ありがとうございます。それでは、事務局に案があればお示しいただきたいと思っておりますけれども。

野澤朗事務局次長 事務局でございます。頸北地域からの副会長さんにつきましては、大潟町の渡邊町長さんをお願いをしたいというふうに考えております。以上でございます。

木浦正幸会長 ただ今の事務局からの説明にございました、副会長を大潟町の町長さんということでございますけれども、委員の皆様方よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 ありがとうございます。

○

5 協議 (1) 上越地域法定合併協議会準備会の運営に関する規程について

木浦正幸会長 それでは、5番の協議(1)上越地域法定合併協議会準備会の会議の運営に関する規程についてでございます。資料は4ページをご覧くださいと思います。第1回準備会で委員から会議録についてのご提案がございましたので、第3条第2項の規定を追加いたしましたものでございます。これについて、こういう形とらせていただきましたけれども、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 ありがとうございます。提案のとおり承認をされました。

つきましては、同項の規定によりまして、会議録署名委員を指名させていただきます。前回の第1回につきましては、安塚町町議会議長さん、そして浦川原村村議会議長さん、お願いいたしました。本日の署名委員につきましては、大島村村議会議長さん、そして牧村村議会議長さん、それぞれ指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、(2)平成15年度の準備会の予算に...

田村恒夫委員 進行中であれなんですが、上越の田村と申します。先ほどからそちらに柿崎町さん、それから大潟町さん、それから吉川町さん、それからオブザーバーとして頸城村さんからお入りいただいているわけで、それぞれ本当にご論議を踏まえて入ってきていただいたなというふうに思うんですが、そこでちょっと、これは前の経過の時にお話しすればよかったんですが、実際協議を始める段階で一つお願いしたいのですが、やっぱり、一つの準備会としての、準備会が既に紙一重で法定協に向かうわけですから、そういう面では一つの枠というのをある程度しっかりしておかなければいけないのではないかなと、今後もまたランドデザインも含めてありますので、その辺、お聞きしておきたいなというふうに思います。それで、今、規程の中で、特にこの4条になりますか、ここで円滑な議事ということであるんですが、この辺の見解をお聞きしておきたいなと思いますので、事務局内の、できましたら一つご見解をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

木浦正幸会長 すみません、もう一度、質問の趣旨がちょっとよく伝わってこなかったので、お願いしたいと思いますけれども。

田村恒夫委員 規程の中の4条の2項、準備会の委員は会議に積極的に参画するとともに円滑な議事運営に協力しなければならないというふうになってありますね。この、円滑に協力する、という、その辺のご見解を一つお聞きしたいと思います。

野澤朗事務局次長 事務局にお声掛けでございますので、事務局からお答えいたします。円滑に会議が進むよというというのは、それぞれが委員として委員の責務を果たしていただくということでございますし、円滑にということに特別な意味はございませんが、ごく通常の会議にご出席いただき、ごく通常の議論をしていただくということだと考えております。

木浦正幸会長 よろしゅうございますか。

○

5 協議 (2) 平成15年度上越地域法定合併協議会準備会予算について

木浦正幸会長 それでは、戻りまして次の(2)というところでございますが、平成15年度の準備会の予算についてでございます。事務局から説明願います。

野澤朗事務局次長 それでは、資料の方、6ページをお開きください。平成15年度上越地域法定合併協議会準備会予算(案)でございます。予算案につきましては、前回、第1回準備会でもご説明をいたしました。ご確認をいただくために、今一度かいつまんでお話をさせていただきます。

歳入、歳出は、同額、20,225,000円でございますが、歳入につきましては、すべて市町村の負担金でございます。諸収入として1,000円でございます。市町村の負担金の考え方につきましては、様々な部分から考慮いたしまして、均等割3割、人口割7割を導入しておりまして、6ページの一番下に各市町村ごとの負担金の根拠等が記載してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

歳出でございます。15年度、一応2回ということで第3回目、第4回目を予定しておりますが、場

合によっては増える場合もあろうかと思えますけれども、現段階では2回でございます。

歳出の中身といたしまして、報償費、これは今の準備会の皆様方への謝礼でございます、860,000円。

共済費、賃金は、臨時職員を雇用いたしますのに係ります所要の経費でございます。

旅費につきましては、準備会の皆様方の費用弁償及び職員、事務局職員の出張旅費でございます。332,000円でございます。

消耗品費、食糧費でございますが、消耗品は一般事務消耗品等、食糧費は皆様方に今お出しをしておりますお茶の代金でございます。

印刷製本費、1,601,000円でございますけれども、写真のプリント代のほかに、準備会だよりの印刷経費として3回分、全戸配布部数を用意いたしまして、約160万円分予算をとってございます。

通信運搬費は諸種の切手代でございますけれども、主にこの準備会をご案内を申し上げる時の切手というふうに計算をしております。

委託料につきましては、前回、債務負担で後年度負担ということを決めていただきましたグランドデザインの策定等調査業務委託料でございます、約1,420万円。このうち、調査料と印刷製本に分かれております。なお、印刷製本の方でございますけれども、本冊子は500部、それからそれぞれのご家庭全戸にお届けをいたします概要版、これが全戸分といたしまして76,000部用意をさせていただくという経費が、印刷代が約400万円。これらを一括込みましてグランドデザイン策定等調査業務委託料で1,400万ということでございます。

それから、会場借上料でございますが、会場借上料につきましては、このような厚生南会館、公的な施設でかつ放送機具が揃っている場合には不要でございますけれども、今後の日程等の都合によりまして、例えば体育館等で行いますには、放送機具を借り上げなければなかなか円滑な運営ができない場合もございます。そのための経費でございます。それと、事務局を設置いたしますけれども、事務用機器の借上げとして約250万円を計上いたしております。

合計20,225,000円、歳入、歳出同額でございます。

なお、事務局につきましては、4月1日、明日から、元のNOSA Iの事務所の1階部分を上越市役所からお借りをいたしまして、13町村、それにオブザーバーの頸城村さんも加えまして、それぞれ派遣をいただいた市町村職員で構成してまいりたいと思っておりますので、また別途ご報告をさせていただく機会を持ちたいと思っております。

予算としては以上でございます。

木浦正幸会長 はい。ただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問...。はい、どうぞ。

橋爪法一委員 吉川町の橋爪法一でございます。今、準備会予算の説明をいただいたわけなんです、頸城村の107万円が入っている。これが入っていることについて、私は納得がいきません。と申しますのは、今日はオブザーバー参加されているわけなんですね。平成14年度の準備会予算を見ますと、オブザーバー参加については、この15年度予算と別扱いにされてますね。私は、この15年度の予算についても、基本的には頸城村さんを除いて予算を組んでいくと、正式に参加された段階で補正をするというのが正しいと思います。なぜそういう措置を採らなかったのか、会長さんからご説明をいただきたいと思います。

木浦正幸会長 今のご質問につきましては、加盟が前提でこういうふうな形で数えさせていただいております。そういう意味では、オブザーバーとして、前回、柿崎町、大潟町、吉川町の皆さんとの関係と一緒に思っておりますし、今回の予算についてもそのように形を整えさせていただいたということでございますので、ご了承いただければというふうに思っておりますが、事務局、補足ありますか。

野澤朗事務局次長 今のご質問でございます。オブザーバー参加について、既に予算計上、おかしいのではないかとございまして、私どもは、平成15年度におきまして頸城村さんに加盟いただけるということを確認をした上で、このような予算にさせていただいたことござい

います。なお、前年度、14年度時点におきましてオブザーバーを予算に入れずに予算措置をしたということにつきましては、その当時のそれぞれの町村との協議によるものでございます。こちらからは以上でございます。

橋爪法一委員 それはそうでしょうけれども、やっぱりおかしいですよ。私も午前中に頸城村の議会に行って、議長さんとも会ってきました。事務局長さんとも会ってきました。正式に参加するということはまだ決定していないと、来月に2回ほど議会で特別委員会が開かれて、どうするかを議論されるということになっています。確かに、会長さんが言われたように、オブザーバー参加は、前回の議事録を見ますと、参加を前提にしてというふうになっておりますけれども、議会の認識はそうなってませんよ。それで、やはり丁寧なやり方としては、正式参加を待ってから予算を付けるというのが正しいと思います。実は、今日、私どもも参加させてもらっているんですが、14年度の予算の中で、今日の費用弁償とか旅費とかそういうものは、この参加者全員については会の予算でみるのが本当の筋なんですけれども、そうっていないんですよ。いくらもらえるか分からないんです、私ら見ても。そういう状況の中で今出席させていただいているのですが、やはりそこら辺はきちんと整理をして進めていくのが正しいと思います。どうでしょう。

木浦正幸会長 費用弁償につきましては、今、事務局からそれについて答えさせますが、最初の頸城村のオブザーバー出席、参加についてお話を申し上げますが、私は、村長さんから、近々この準備会に加盟するとお聞きいたしておりますから、私はその言葉をそのまま受け止めさせていただいて、このように対応させていただいているわけでございます。そのことをご理解賜ればというふうに思っているわけでありまして。事務局から。

野澤朗事務局次長 ご説明いたします。まず、費用弁償の件につきましては、町村との協議によりまして、14年度分につきましては各町村対応としたいということでございます。町村の方にもご確認をいただきたいと思っております。15年度につきましても、私ども、それぞれの内部的なお話は十分分からない部分もございまして、頸城村さんからオブザーバーで参加されたいと申し上げられた以上、オブザーバーとして参加されるということを整理した上での処置でございます。

橋爪法一委員 頸城の議会で確認させてもらいましたが、この15年度の予算について、頸城から出すことについて議会でまだ議決がないんですよ。当然のことなんです。もし、議会に村の当局の皆さん方が提案されて、村長だけ行きなさいということになったらどうなんですか。やはりそこはきちんとやるべきだと思います。

木浦正幸会長 改めて申し上げますけれども、村長さんから実際に、私に対して、オブザーバー参加について、近々そういうことで参加をしたいのということをお言われて今回オブザーバー出席されておりますので、私といたしましては、村長さんの言葉を最大限受け止めさせていただいての処置だということでございますので、ご理解を賜ればというふうに思っているところでございます。

その他、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

田村恒夫委員 上越の田村です。前回の準備会の時に、私の方で発言させていただきまして、新しいランドデザイン等については、特に住民の皆さん方に意向調査をすべきだと、準備会として、というお話をしまして、事務局の方としては、それぞれ各地域で勉強してきているから、それは基本的にいいのではないかと。ただ、これからは、それだけではなくて、地域の住民の皆さん方のご意見も当然反映していかなければならないというお話もありました。その辺では、この予算の中でどういうふうにそれが反映されていくのか。ただ、検討というお話がありましたので、検討されてどうなったのかということもお話いただきませんか、やらないならやらない、やるならやる、ということがあると思いますので、その辺ははっきりしていただきたいと思っております。

野澤朗事務局次長 ご説明をいたします。前回の準備会の時に、ランドデザインも含めまして住民意向をどのように反映していくのかというご質問ございましたし、その時、事務局側として、次回、すなわち今回までに何らかの具体的な方法についてお話を申し上げる予定でございますという回答をいたしましたのは、今の委員のご質問のとおりでございます。その点につきましては、私どもとい

たしまして、まず、グランドデザインにつきましては、近々、前回ご協力いただいた皆様方にお声掛けをして住民会議を持ちたいというふうに考えておりますし、何らかの形、例えばパブリックコメントの形になるかとも思いますけれども、何らかの形を持ちまして住民の意向をお聞きをする、ただ、住民意向調査というアンケート形式になるかどうかというのは、これはまた議論は別でございますけれども、私どもとして可能な限りのできることをやろうということで準備をしております。予算につきましては、今、私どもの中で、今、この委託経費の中で業者等との協議もございまして、その中で、できるだけ今、既決の中で対応できるように努力をしているということで、今の時点ではそのようにご理解をいただきたいと思っておりますし、所要の関係が出ますれば、当然ながらこの会にお諮りをいたします。以上でございます。

田村恒夫委員 事務局のお考え、分かりました。確かに、パブリックコメントを含めて、住民の意思をそこで反映するという事をお考えになっているのですが、やはり準備会として新たにこういう会議の中で議論をするわけですから、やはりその議論を含めて、住民の皆さん方がどういうふうな意識におられるのかと。確かに一つ一つのパブリックコメントもそうですけれども、全部の住民という調査とちょっと違うわけですね。ですから、住民の皆さん方もどうのご判断をなさっているのかという調査を是非とも今後やっていただきたいということ強く要望いたします。

木浦正幸会長 ほかにご意見、ご質問等ございますか。諮らせていただいてよろしゅうございますか。

それでは、平成 15 年度予算につきましては、事務局案の提案どおり、提案についてご異議ございませんか。

橋爪法一委員 私、先ほど言いましたような事情でこの案について反対いたします。

木浦正幸会長 では、反対の方がおられますので、多数決ということで、挙手をお願いさせていただければと思っておりますけれども、事務局提案に賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

木浦正幸会長 ありがとうございます。賛成多数ということで、平成 15 年度予算につきましては、事務局案のとおり承認されたということに認めさせていただきます。

○

5 協議 (3) 事務事業の調整について

木浦正幸会長 次に、(3) 事務事業の調整についてでございます。事務局から説明願います。

野澤朗事務局次長 事務事業の調整についてご説明をいたしますので、別冊資料 1 から 4 までございます、そちらの方お手元にご用意いただければ幸いです。よろしゅうございますでしょうか。事務事業の調整につきましては、以下のとおりでございました。

別冊資料 1 をご覧ください。まず、住民生活に密接に関連する事務事業の調整結果というのが 1 番でございます。これは前回準備会でもお話を申し上げましたが、調整のもとになりましたのは、行政制度及びサービスの調整方針案 229 項目でございます。これをすべての市町村が持ち帰りをいたしまして、各町村内で議論をいたしまして、希望を出していただきました。それが下の数でございまして、今回調整希望が出てまいりましたのは 18 件 14 項目。このうち、229 に加えて新しい調整項目として住民の方々にお示しをしていただきたいというご要望がございましたのが 12 件 9 項目。それから、229 の調整結果について、調整内容を変更していただきたいという要望が 6 件 5 項目ございます。

こちらは次のページに付いてございます。各町村からの意見(要望)と調整方針案についてと書いてございます。新たに調整を希望する項目が 1 番から 9 番までございまして、それぞれの項目のうち、3 番、5 番、6 番については 2 つの町村からのご要望でございまして、そういった意味で 12 件 9 項目でございます。これは主にガスの関係の事務事業でございまして、なぜこうかと申し上げますと、10 の市町村でありましたときには、公共のガス、上越市と中郷村だけでございましたが、今回新しくお入りになっていただきました柿崎町、大潟町もそのようなシステムでやられておりますことから、今まで比較的、調整、住民の方々に合併前に方針内容をお示するという必要性がやや薄かったガスにつきましては、両町から調整希望が出てまいったというのが実際のところでございます。供給区域、

供給ガス、ガス料金、ガス料金徴収方法、ガス内管工事、ガス工事負担金、ガス漏れ警報機リース、LPガス販売、工業用水道給水、これらの9項目につきまして、おおむねでございますが、今の制度を維持しつつ上越市の制度に統一していくという、それぞれ大潟、柿崎のご希望のとおり調整をさせていただいております。

なお、この9項目が新たに加わりますので、今後、住民生活に密接に関連する事務事業の調整結果という別添資料の2にございますが、229項目が238項目になったということでございます。なお、この238項目の取扱いにつきましては、これまでも繰り返しお話を申し上げておりますけれども、住民の皆様方が合併を判断される一つの材料として、早い段階から調整すべき項目について調整を優先的に行ったものでございまして、最終的にまだ1,800前後、約2,000の事務事業の調整がございますから、今後それらを1件1件当たっていく際に、今回のこの238項目、これを原則として運用しながら、関連の事務事業の調整に資するということでございます。そのことについてもご理解をいただきたいと思っております。

なお、もう一方、229の中で再調整を希望された項目が、下にございます。1番、自治会・町内会委託事務、委託料、2番、固定資産税税率、3番、都市計画税納税義務者、4番、都市計画税課税標準税率、5番、国保各種検診助成制度でございます。

これにつきましては、まず、自治会・町内会委託事務につきましては、10市町村の229の段階では、合併時から上越市の制度に統一、調整するということでしたが、このたび、三和村さんの方から、急激な委託料の減額等々のお話、影響がございまして段階的にしていただけないかという要望が出てまいりました。このことにつきましては、次のように取り決めましたのでご報告をさせていただきます。

まず、原則的には、合併時から上越市の制度に統一をさせていただき、これは変更ございません。ただし、これは、金額のみでなく業務も含めて統一するということでございます。すなわち、委託料の多い少ないが実は業務の違いでございますし、また、町内会長さん、自治会長さんとの関係性の整理におきまして、それぞれ各町村、相当差がございまして、自治会長さんとして、あくまでもお願いをする関係である市町村もございまして、行政として囑託に近い形でお仕事を願ひし、かつ非常勤職員の扱いを含めてお願いをされている町村も実態としてはございます。

取扱いといたしましては、上越市の現行どおり、まずはお互いに対等の立場という中で、お願いをするべき内容についてお願いをし、委託料をお支払いする。ただ、現実的に各町村でそれらの制度に乗っかっていた事務事業については、別途、別の方法を検討して新しく立ち上げようということで整理をさせていただきました。このことからいきますと、まず、町内会長さんのお仕事、それから金額は、上越市の制度に統一を一回いたしまして、その結果、各町村としてこれまで自治会や各区長さんにお願ひをされていた事務の取扱いについて、別制度としてきちんと整理をしようということでございます。これは、各町村におかれましては、かなり有益、かつ住民の皆さんにとりまして役場との距離感を非常に身近に感じるという制度であったことも一方では事実でございますので、単純に廃止するのではなくて、別の制度として残したいということでございます。

2番目、固定資産税の税率についてでございます。これは今まで10の場合はすべて同一の税率でございましたが、このたび、頸北地区がご加入になります時点で、頸北地区の方が若干高い税率で運用されておりますことから、頸北地区から要望がございまして、合併時から上越市の制度に統一するというご提案がございました。合併時から上越市の標準税率1.4パーセントに統一するということでございます。

3番、4番は都市計画税関係でございまして、頸城村さん、大潟町さんにおかれましては、現在上越都市計画区域でございますけれども、税をかけてございませぬ。この関係から、上越都市計画区域が新市となりますれば、通常はその時点から税がかかるわけでございますが、特例法の不均一課税の制度を適用いたしまして、5年という限度をもちまして段階的に上越市の制度に統一するというご提案がございまして、そのとおりお受けすることにいたしましたのでございます。

5番、国民健康保険各種検診助成制度でございます。このことにつきましても、10の段階で、助成制度を合併時に廃止するというご提案がございましたが、柿崎町、三和村から、段階的にならないかというご提案がございました。このことにつきまして協議いたしました結果、国保につきましては、合併時に新制度を創設することにしておりまして、その時点で同一の制度に持ち込むのが正しいのではないかとご提案がございました。これは結論的に申し上げますと、段階的というご要望がございましたが、これまでの原則どおり合併時にということ整理をさせていただいております。

なお、それらの議論に費やしました資料等が別冊の資料に載っております。まず、資料3は61のご提案すべて、それから、別冊資料4は、先ほど申し上げた229の項目の変更要望につきまして、それぞれ出されたものを、財政的な面、公平性の面等々から検証するに至りました資料を添付をさせていただきますので、また後ほどご覧をいただければというふうに思っております。

別冊資料1の1ページにお戻りをいただきますと、調整の経過といたしまして、3月17日、61項目、今申し上げた沢山の項目が挙がってまいりまして、18日にヒアリングをして、この229のその理解につきまして、少し齟齬がございました。と言うのは、先ほど申し上げましたとおり、今回、あくまでも合併の判断に資するための調整ということで、項目におきましてはかなり大きなくくりで調整をしております。その中の個別調整につきましては今後ということになっておりまして、その辺の理解の違いがございまして、再整理をいたしまして14項目に変更していただいた上で、24日から26日の3日間、集中的にすべての係長からご出席をいただいた上で調整協議を行い、場合によっては町村も含めて調整をいたしまして、3月27日に幹事会で方針案を決定し、今回準備会におかけをしているものでございます。

結果としまして、別冊資料の2の住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針(案)238項目、このような調整に至りましたので、事務局から報告をさせていただきます。

木浦正幸会長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等がありますればお願いいたしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

稲垣健一委員 三和村の稲垣といいますが、今、事務局の方から説明があったんですが、特に最初の自治会・町内会の委託事務についてなんですが、説明では、新たな制度を検討するというふうな説明、それから、あくまでも合併時に上越市の制度に統一をするということで、具体的な内容が見えてこないわけですね。そういうものをつくるから納得してくれということでは、なかなか住民の皆さんに私ども説明がつかみませんので、ここで三和村から提案するにはそれだけの理由を説明されていると思いますので、その辺説明お願いしたいと思っております。

野澤朗事務局次長 ちょっと説明不足でありましたらもう一度ご説明をいたしますが、冒頭、これをこうするので納得をしてくれということではございません。きちっとした精査の中で、新しいご提案も含めてさせていただいたということをお願いいたします。

別冊の資料の4、シミュレーション資料の中のまず1ページでございます。自治会・町内会委託事務、委託料の再調整につきましては、これは単純に上越市と三和村の再度の比較ではございませんで、すべての町村の制度を検討いたしました。

まず、その2ページ目が、今、上越市の町内会長あて発送文書の内容ということで、上越市がどのような形で町内会長さんをお願いをしているかというのがここに書いてございますけれども、それらの比較を詳細にしたのが3ページ、4ページでございます。上越市の場合どういう事務について上越市の町内会長さんをお願いをしているかというのが、左にマル印がついております。それ以外の町村との比較がマルバツでご覧いただけるかと思っております。

このような作業の中で明らかになりましたのは、先ほど申し上げましたとおり、町内会長さん、自治会長さんと行政との関係でございます。まずは大きい区分からいたしますと、町内会長さんに業務を委託する、委託の仕方の考え方でございまして、基本的に2つに分かれました。1つは、対等、平等の中で、お願いできるものの数を限定した中でお願いをするということが1つ。もう1つは、行政の一つの、これはなかなか表現が難しいのでございますけれども、囑託的な身分もお願いもしながら、

かなりの部分で行政の部分のお仕事をお願いをしているパターン、2つに分かれたわけでございます。

いろんな議論の中で、やはり今後、まずは今後の住民自治も考えますれば、町内会、自治会、区長さんとの関係はフラットな方がよろしいのではないかと、すなわち、お願いをできるものを、なるべく数を少なくする中で町内会長さんをお願いをする、そういうことにまずはしたらいかがかということになったわけでございます。

次に、先ほど申し上げたとおり、そうは申しまして、実際にそれぞれの町村の行政の今の実態から申し上げますと、かなりそれらの皆様方をお願いをしている部分があるということでございます。これは二面性ございまして、1つには、行政としては非常に効率的な業務展開が現実的には可能になってくる。もう1つは、住民の皆様方からいきますと、郵送で送られてくるよりも、あるいはいろんな方式で送られてくるよりも、町内の皆様方から手渡しでいただくという安心感も含めて、これは、制度としては、またそれはそれでまた意味があるのではないかという議論でございます。

私どもの整理としては、今申し上げたその後ろの方の今の実態については、囑託員ということがよろしいのか、いろんな議論をこれから経まして、少なくとも何らかの新しい制度をまずつくろうということでございます。このつくる際のポイントは、あくまでも自治会長さん、町内会長さんとは別に、これは、たまたま、お願いをする場合、同じ方になる場合もあるかもしれませんが、あくまで行政の方から行政の最後のお手伝いの立場としてお願いをし得る、そういう関係とシステムをつくらうということでございます。これをどうしても維持しようという理由の1つは、今申し上げましたとおり、行政と住民の皆様さんとの関係が合併によりまして遠くなったというふうに印象をお持ちいただかないためにも、このような制度は維持することが重要ではないかということでございます。そして、そこに係る所要経費、すなわちそのお仕事をお願いをする経費につきましては、今、各町村でそれらの業務にかかわっていただいている方にお支払をしている中から、平等性も含めて検討して、適当な単価を見つけて、制度として確立しようということでございまして、この辺は、まだ、今ご質問のとおり、それで今具体的かということになりますと、ここまでの調整結果でございます。

一応ご説明としては以上でございます。

稲垣健一委員 説明はよく分かりました。ですから、それらのものを含めて、段階的に調整をする必要があるのではないかなと。切り替わるまでですね。そういう意味での提案だと私は今でも思っております。その辺を再度。

野澤朗事務局次長 制度の整理としてはそうさせていただいて、今おっしゃっていただいたように実態的な推移としては、段階的にという表現が適切かもしれませんが、一応今回の事務事業の整理を図る上では、そのような整理をさせていただくということでご理解をいただければなと思っております。決して、事情を含めて無視をするわけではございませんし、実態としてはそのようになろうかと思っております。ただし、一応、事務事業の整理としては、ここは一度整理をして、新しい市として、町内会長さんたちとの関係も含めて、このような形にしようということでございました。以上でございます。

木浦正幸会長 ほかにございますでしょうか。諮らせていただいてよろしゅうございますか。

それでは、事務事業の調整について事務局の提案どおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 ご異議ないものと認めます。



5 協議 (4) 合併に関する基本項目について

(5) 新グランドデザイン(将来構想)について

木浦正幸会長 それでは、続きまして(4) 合併に関する基本項目について及び(5) 新グランドデザイン(将来構想)についてでございます。

ここからはグループ協議で行いたいと考えておりますが、本日は時間の都合もあり、(4)の合併に関する基本項目についてのみ協議させていただくことといたします。なお、(5)の新グランドデザイ

ン(将来構想)につきましては、4月7日14時より、市民プラザにおいて別途グループ協議を行わせていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、グループ協議は、あくまでも各委員の皆さん方のご意見をできるだけお聞きすることを目的に行うものでございまして、各グループで結論を出すものではございませんので、よろしくお願いいたします。協議後の全体会議におきまして、各グループで出された意見を発表していただいて、それをもとに協議の上、原則として、全会一致で承認を得た項目につきましては成案とさせていただきます。全会一致で承認が得られなかった項目につきましては次回以降の継続協議とさせていただきますというふうに考えておるところでございます。

さて、議員の任期及び定数につきましては、第1回準備会での中郷村の村長さんからのご提案もありましたので、特例を採用するというに加え、特例の方法についても意見交換を行っていただければ幸いであるというふうに思っているところでございます。なお、この特例の方法に限っては、本日はあくまでも意見交換にとどめることとさせていただきます。議論の状況を見ながら、決定時期について後日相談させていただきたいと考えておりますので、あらかじめよろしくご了承お願い申し上げます。

また、たたき台のうち、その他の重要項目であります地域組織につきましては、次回の協議会で協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

このように取り計らってよろしければ、協議方法について事務局から説明させていただきたいと思っておりますけれども、その手順でよろしゅうございますか。

それでは事務局から説明願います。

野澤朗事務局次長 このことにつきまして、それぞれ名簿に番号が書いてございます。1番、2番の皆様方につきましては、会議室、2階がご用意されてございます。議長さん、副議長さん関係でございます。資料は、第2回法定合併協議会準備会資料、グループ協議次第というのがっております。それから、3班の皆様方、4班の皆様方、会場のそちらにご用意を、入口側でございます。5班の皆様方、6班の皆様方、恐縮でございます、ステージ上に席が用意してございます。席を移りまして、よろしくお願いいたします。会長が申し上げたとおり、活発な意見交換をされまして、全体協議の中でご発表いただければというところでございます。各町村担当者がご案内申し上げますので、会場を移動し、速やかにグループ協議をお願いいたします。助役さんにおかれましては楽屋に控室をご用意してございます。それから、市町村長さんにおかれましては1階の中会議室、今ご案内申し上げますのでそちらへお集まりください。議長さん、副議長さんにおかれましては2階会議室がございます。住民の方々、こちらでございますので、よろしくお願いいたします。

グループ協議

木浦正幸会長 大変皆様方お疲れ様でございました。それでは、グループの代表者の皆さんから発表していただきたいと、こう思っておりますけれども、合併に関する基本項目についてお願いいたしたいと思っておりますけれども、まず第1班の代表の方、お願いいたしたいと思っております。

2班から先をお願いします。まだおられないので、第2班の方、代表の方、お願いいたしたいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

第1班の方、来られました。第1班の代表の方、お願いいたしたいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

日下部進委員 大変遅くなりまして申し訳ございません。意見百出いたしましてまとめきれませんで、短くやらせていただきます。安塚の日下部でございます。

まず、1番の合併の方式についてであります。上越市への編入については賛成か反対かと、これではあります。ほとんどの方が賛成であると。形が問題ではなくて中身が問題であろうというような意見もありました。そしてまた、賛成ではあるが、市の名前を、上越市という名前を、上越市の皆さ

んのお気持ちにかかることが多いですが、改められれば、これまた立派な新しい市が誕生するのではないかというような意見がありました。また、反対と、はっきり反対という意見ではありませんが、頸北4町さんが参加をされれば、編入合併じゃなくても、対等合併ということも考えられるのではないかというご意見もございました。

次、2番、合併の期日であります、全員が平成17年1月1日に賛成であります。意見といたしまして、多少物事の進み方が遅れているのではないかなというようなことで、十分な話し合いができるように心掛けてほしいということでありました。

それから、3番、新市の事務所の位置につきましては、全員の皆さんが、上越市役所に本庁、各町村に支所と、これに賛成であります。問題は、支所機能が鍵であるということでありまして、場所がどこにあるかが問題ではないというようなことで、支所にどのような機能を持たせるかということは十分議論していかなければならないということでありました。

次、4番、議員の任期及び定数であります、特例を採用するというには全員が異議がないということでありまして。そして、定数特例に全員が賛成でありました。在任特例は考えられないということでありました。定数特例を採用していただいても、その後の選挙区割りとかということについては、末端の意見が上がってこなくなるような方法を十分検討するべきだろうと、これには一番時間を掛けるべきだというような意見でまとまったところでありました。

以上であります。

木浦正幸会長 ありがとうございます。続きまして第2班の代表の方、よろしく願いいたします。
丸田伸一委員 第2班、大島村議会の丸田でございます。私の方から第2班の結果についてご説明いたします。

合併方式から、1番ですけれども、上越市への編入合併、これにつきましては既に各町村におきまして協議していると、住民ともこのような形で、編入というような形で説明が済んでいると。中で、反対意見ではございませんけれども、このような意見がございました、と申しますのは、今まで10の市町村で合併について協議してきたところでございますけれども、新たに4つの町村が合併にかかわることになりますと、新設合併を、要するに上越市が人口13万、あとの町村合わせますと約8万になるわけですけれども、人口ひっ迫してきているというようなことの見解もあつたわけでございます。

2番の合併の期日、これにつきましては、平成17年1月1日、これが適当であろうかというふうな意見がまとまったところでございます。

次、3番の新市の事務所の位置、これもやはり上越市役所を本庁とすると。でありますけれども、基本的に各町村に支所を置く、これには権限を持たせる、こういう意見でございます。基本的な権限は持たせる必要があるというような話であつたわけでございます。

4番の議員の任期及び定数なんですけれども、これは、定数は、今起案されているような形をお願いしたいというようなことでございます。定数特例を採用すべきだ、こんな意見でございました。

以上です。

木浦正幸会長 ありがとうございます。第3班の代表の方、お願いいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

平野誠市委員 第3グループ、柿崎町の平野でございます。

まず、1番の合併の方式でございますが、両論の意見が出されておりました。限りなく14市町村の合併の現実が見えてきている中で、新設合併という形で、今までの10市町村の任意協議会での編入という形を今回改めて、新設合併にしたらどうかというような意見が2名ほどの方が出されておりました。それから、今あえてこの場ではっきりした方式を決めない方がよいというような意見も出されておりましたが、いずれにしても大半の方が上越市への編入合併が好ましいという意見に落ち着きました。

それから、2点目の合併の期日でございますが、1月1日では、もろもろの諸般の事情をかんがみ

ると若干早過ぎるのではないかというような少数意見もありましたが、大半は1月1日でよかろうという意見で落ち着いております。

それから、3点目の事務所の位置でございますが、上越市役所を本庁とする、その意見には全員が賛成いたしております。

4点目の任期及び定数の関係でございますが、これについても、在任特例ということは今の現状からいって考えられないということで、定数特例が好ましいという結論に落ち着いております。ただし、旧町村で複数の議員が選出できるような方法を検討すべきではないかという付帯意見がありました。

以上でございます。

木浦正幸会長 ありがとうございます。第4班の代表の方、よろしく願いいたします。

荻谷賢一委員 吉川町の荻谷でございます。

(1)の上越市への編入合併については、全員一致で賛成でございました。

第2番目の平成17年1月1日については、これも全員一致で賛成でございました。

第3番目、上越市役所を本庁、各町村に支所、これも全員一致で賛成でございました。

4番目の議員の任期及び定数につきましては、特例措置を採用、全員で賛成であるが、住民の負担を軽減する努力を同時に行ってほしいということでございます。定数特例については賛成でございます。また、可能な限り早いうちに平等な選挙を行ってほしいということでございます。

以上でございます。

木浦正幸会長 ありがとうございます。続きまして第5班の代表の方、よろしく願いいたします。

宮腰英武委員 板倉町の宮腰と申します。

1番の合併の方式でございますが、上越市への編入合併、全員が、大多数が編入合併を希望しております。ただ、対等な立場で、平等ということで合併協議をやってほしいということでございます。なお、この中に反対意見が一部ございましたが、新しい町村が加入されるので対等合併についての議論をしていく必要があるのではないかというご意見もございました。それから、編入であっても、新しい市の名称について今後十分検討してほしいということでもあります。

2番目の合併の期日でございますが、事務方のサービス行政がうまくできるのであれば原案どおりでよいという意見が全員でありました。

3番目、新市の事務所の位置でございますが、全員が原案どおりで賛成であります。

続きまして、議員の任期及び定数でございますけれども、特例措置を採用するということが全員の意見でありました。4番目の任期及び定数につきましては、定数特例でないと住民の賛成意見が得られないであろうということから、定数特例への賛成が全員でありました。

以上ご報告いたします。

木浦正幸会長 ありがとうございます。最後に第6班の代表の方、よろしく願いいたします。

武田美紀委員 三和村の武田と申します。

まず1の合併方式についてですが、すべての事務事業は調整できるものではないので新しい市となってから行うことも大切である、意見としては編入でよいという意見も出されました。編入で仕方がないと思うが気持ちは新設を常に確認して進めたい、それぞれのまちらしさを残していただきたい、このような意見が出されました。

2の合併の期日については、資料を考えて1月1日でよいと思うという声がほとんどでした。

3番の新市の事務所の位置についてですが、本庁を上越市に置き、支所の設置は賛成であるが、支所の場所、受持ち区域について再考していただきたいという声が出されました。また、支所で用が足りるようにしてほしい、末端の人々の声が届く機能を支所に持たせてほしい、このような意見が出されました。

議員の任期及び定数ですが、これについては難しいということで、4の議員の任期及び定数においてということで、定数特例の意見として、合併することを考えたとき、まず財政を自立したものと考えないと仕方がない、また、議員が減り、人口の減った町村の声が出にくくなるのがとても心配であ

る、各町村から議員を一人は必ず出してほしい、必要であるということです。合併後は選挙区をきちんと設けてほしい、このような声が出されました。在任特例の意見ということで、議員さんが多くいることがイコール住民の声が届くことにはならないのではないかと女性の本音が出されました。

以上です。

木浦正幸会長 大変ありがとうございました。それぞれの各グループ、班の中でいろんなご意見を出していただいたかというふうに思っております。大変どうもそれぞれありがとうございました。

それでは、取りまとめをさせていただければというふうに思っているところでございまして、全体の中で一つずつ諮らせていただきたいと、こう思っているところでございますが、基本項目のうち、まず合併の方式については、たたき台のとおり、いろいろ意見ありましたけれども、気持ちは新設、そして上越市への編入合併とするということでおおむねそのとおりであったのではないかとというふうにお聞きしたところでございますが、上越市への編入合併とすることによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 それでは、合併の方式につきましては、上越市への編入合併とさせていただきます。なお、たたき台でありましたように、気持ちは新設ということで、対等、平等の立場で協議させていただくということを改めてここで確認をさせていただきたい、こう思っているところでございます。

次に、合併の期日につきましては、平成17年1月1日とすることによろしゅうございますか。

橋爪法一委員 吉川の橋爪ですが、私は1月1日とするのはちょっと難しいのではないかと思います。と言いますのは、合併特例法の歴史を見ても、この問題を進める場合に、各市町村の自主性を尊重することと同時に、住民の意思をきちんと確認して前に進めるということが大切になってきますね。私の手元に衆参両院の行政委員会の議事録と付帯決議があるんですが、それを見ますと、合併に当たっては住民投票等により住民の意思が極力反映されるように努めることという文言がございます。住民投票を必ずしなさいということではありませんが、できるだけ多くの皆さんの声を聞いて決めていくということが求められていると思うんですね。そのことを考えますと、私は合併に至るまでの間に、法定協議会を正式に立ち上げる前の段階、それから各市町村の議会で正式に合併議決をする前の段階、こういった作業を、意思確認の作業をやっていく必要があると思うんです。そういうことを考えますと、時期的には非常に難しい、そう思います。そういう点で再考願いたいと思います。

木浦正幸会長 今のご意見でございますが、事務局。

野澤朗事務局次長 今のご意見賜りましたけれども、今のご意見、手順を踏むべきであるというご意見と、1月1日は少し無理ではないかという2つのお話があったと思っております。まず、手順を踏みますことにつきましては、この準備会はもちろんでございますし、構成各市町村すべておしなべてきちんと住民の方等と手順を踏んで今この場での参加ですし、今後もそのようにされるものと思っております。そのことと目標の1月1日ということは、できれば区分をいたしました上で、そこを目指しつつ手順を踏んでいくということではいかがかと事務局では考えております。

橋爪法一委員 時間がないので簡単に言いますが、上越の市議会の議論の中でも、この1月1日についていろいろ議論がありましたね。私は十分な意思確認をするためには、例えば6月末から7月上旬に法定協を立ち上げますという話になっていきますと、各町村で住民意思の確認をする作業が非常に急ピッチでバタバタとやられる可能性がある。そして、それが結局先送りする形でそれがやられると、1月1日の合併に向けて、それこそみんな全部バタバタとってしまうような気がしてならないんですよ、正直言って。そういうことで、是非ここはしっかりと時間をとる方法を探してほしいと。特に、総務省では、この合併特例法の適用の問題でも非常に柔軟になってきてますので、1月1日に無理にしないで、いろんな特典、メリットも受けられるのではないかと考えておりますので、是非、再考願いたいと思います。

木浦正幸会長 事務局、総務省の件に触れても、ちょっと説明願います。

野澤朗事務局次長 まず、お話にありました総務省の見解でございますが、共通認識のためにご説明をさせていただきます。

総務省では、現在、17年3月31日という合併の特例期限につきまして、これまでは、17年3月31日までに合併をするものに対して特例措置を講ずるとしてまいりましたけれども、現在では、17年3月31日までに合併について意思決定がなされた所に特例措置を設けるということになりました。しるかに、この特例措置を受けるための意思決定とは、各市町村におきまして議会で廃置分合の申請議決というものをするというのがこの意思決定でございます。その後の手続を考えますと、その後はすべて県と総務省の事務手続期間でございます、その期間は最長6か月と言われております。逆に申し上げますと、この期限の猶予はあくまでも緊急措置でございます、どうしてかと言いますと、市町村がその議決をして県に申請いたしましても、例えば県議会のスケジュールの問題、それから総務省内部の事務手続が、最後沢山の駆け込み合併があった時にかかるということから、このようなことがなされたということございまして、この基本的な合併の特例法を、精神を変えて延期するということではございませんで、そのように私どもは解釈をしております。

それからもう1点、事務手続を簡素化して22か月を極めて短くしたいという総務大臣のご発言もあったところでございますけれども、今ほど申し上げましたとおり、合併の手続には、各市町村がそれぞれを決める手続と、県と総務省の事務手続、双方でございます。今申し上げましたとおり、それぞれの市町村が決めることがまず重要でございます、それ以外に掛かる時間は、今申し上げた6か月しかございません。ですから、総務省の方が期間を短縮しようということになりました、その短縮し得る期間は最大6か月でございますので、ここもやはり基本的には各自治体がそれぞれの判断を下すということは、当然の手続上、一番大事な部分でありますし、逆にそこを短くするというのはこれまた本末転倒なお話とご理解をいただければと思います。

今、委員からご指摘ございました、法定合併協議会前に各町村がそれぞれの判断を住民とすべきである、これは至極もったもなことでございますが、そのことと、そのことによって法定合併協議会の設置時期が変更されることと、今ご議論されております合併の期日とは、これ別の問題でございます。どの場でどのような協議をするかということにつきましては、法定協若しくはこの準備会、どちらでもよろしいわけございまして、法定協を設置する日と最終的な合併の期日は余り関係がないというふうに私どもは考えておりまして、あくまで合併の期日は合併目標期日でございますので、そこるところと手順と手続の話の整理だけはよろしくお願いしたいと思っております。再度でございます。

木浦正幸会長 よろしゅうございますか。

橋爪法一委員 野澤さんが言われることも分らないですけども、先ほど私ども第3班でもいろいろ議論がありまして、是非こういった基本的な問題については地元を持ち帰って議論したいという声もございました。そこら辺配慮いただいて、できれば今の問題については次回でお決めいただきたいと思っております。いかがでしょう。

木浦正幸会長 今の意見は十分に分かっているんですが、先ほどのグループの発表の中で、この件の期日についてはおおむね皆様のご意見が合ったものですから、そういったところで今お話をさせていただいていたわけでございますけれども、そのように委員の方から強くお話がございましたので、再度、また次回に決定させていただくということに取りまとめをさせていただければと思っておりますけれどもいかがでしょうか。それでは期日につきましては次回ということで...

日下部進委員 安塚の日下部でございます。今ほどのお話ですけど、聞いていればごもったもなと、このように思うわけでありまして、今まで10市町村でも17年1月1日ということで進めてまいりましたし、吉川町の橋爪さんですか、おっしゃるように、それは各町村の進め方の問題であろうと、このように私たち思っております。ちなみに、私たち安塚町議会は、もういつでも正式な議会を開いて決められるように意思統一を決めましたので、そのようなことで全体がそこに向かって進めてきましたので、次回に持ち越しても何の意味もないのではないかなと、このような気がいたします。原案のとおり賛成いたします。

〔拍手〕

木浦正幸会長 橋爪委員さん、今の空気、分かっていたかもしれません。

田村恒夫委員 上越の田村です。今、論議もいろいろ聞いてあれなんです、私たち第2グループでも、この1月1日というのは一つの目標ということで考えていた。先ほど事務局も目標というお話になっているんですね。目標でいいと思うんですよ。これは、する、となっております。やれなかったらどうするんですか。誰が責任持つんですか。目標とする、というふうに文面を変えていただくと基本的にそうなるんじゃないですか。事務局はそういうふうに言うておられるので、その辺のご見解含めてお願いします。

野澤朗事務局次長 合併の期日につきましては、目標とする、というのは当然認識の問題でございます。今、基本項目と言われている中では、合併期日を定めた中で協議をしていくというルールでございます。解釈として目標という言葉を使わせていただいておりますけれども、合併の期日を設定した上で、そこに向けて協議を進めたり準備をするという意味でございまして、それを目標ととるか合併の期日として決めた上でそこへ向かっていくということは、何ら齟齬はないものとは思っております。木浦正幸会長 ということで、一般…。

田村恒夫委員 それならね、別に目標という言葉を出さないでほしいんですよ。目標と言われますと、気持ちの上で目標なんですよ。ですからこれは、するならする、しないならしない、それはっきりした方がいいんじゃないですかね。我々一生懸命その目標に向かっていきますよ。目標に向かっていくんだけど、それは言葉に出されますと、目標なのか、というふうに取りられますので、その辺をきっちり決めた方がかえっていいのではないかと。ただ、先ほど吉川さんの方からもお話があるように、ここをもうちょっと柔軟に対応するというのも頭に入れてやらないと、この後、今度は進まない場面がありますので、そういう面では一つご配慮いただきたいなと思います。

野澤朗事務局次長 あくまでたたき台は合併の期日でございます。私の説明で誤解を与えたといえますれば、目標というのは説明から出た言葉でございまして、あくまでも平成17年1月1日を合併の期日とするということでございます。

富所博委員 冒頭、職員さんから説明がございましたとおり、日本語というのはなかなか表現の仕方が面倒だと思いますよね。目標だとか、受け止め方によっては違うのかもかもしれませんけれども、私、柿崎でございますけれども、第1回の雰囲気は分かりませんが、先般、会議の後、資料をいただきました。いろいろと見ておりますと、目的というふうな解釈で私来ておりますので、是非市長もちょっとあいまいでふらふらする点もあるかと思っておりますけれども、市長がしっかりしてやってもらわないと、これ進まないものですから、是非割り切った姿勢で進めていただきたいと、こんなことで要望いたします。

木浦正幸会長 ご激励ありがとうございます。私、手順を大事にしたいということからそのようにさせていただいてるものですから、そのようにご理解を賜ればと思っておりますが、今、1班から6班までの各班のご意見の中身、そして皆様方のお気持ちということで、この平成17年、期日につきましては、1月1日ということで、ここで諮らせていただいた方がいいのではないかとこの意見の方が、より多くの皆様方が支持されているという認識のもとで、ここでお諮りをさせていただきたいと、こう思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、そうではない方もおられそうでございますので、先ほど挙手と言いましたけれども、挙手すると、どなたが左手挙げて右手挙げているのか分からないということで、起立をしたらどうかというご意見もございましたので、起立をもって賛成の方の意思表示をお願いしたいと思っておりますが、賛成の方、ご起立をいただければと思います。

〔賛成者起立〕

木浦正幸会長 ありがとうございます。それでは、合併の期日につきましては平成17年1月1日といたします。

続きまして、新市の事務所の位置につきましては上越市役所とし、現在の各町村に支所を置くことということで事務局から提案させていただいているわけですが、このことにつきましては、このとおりで、提案どおりでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 ということで、新市の事務所の位置につきましては上越市役所とし、現在の各町村に支所を置くこととさせていただきます。

先ほど各班から出ていたこの支所機能につきましては、またこれから十分に皆様方のご意見をいただく中で、尊重させていただいて、合併が行政サービスの低下につながらないような、そんな仕組みを考えてまいりたいと、こう思っているところでございます。

最後に、議員の任期及び定数に関して、特例措置を採用することということで、おおむね全員賛成と、あるいはおおむね賛成ということがございましたけれども、このことについて、特例措置を採用することについていかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 ご異議なしということで、それでは議員の任期及び定数に関しまして特例措置を採用することとさせていただきます。

なお、その特例をいかがするかにつきましては、先ほどの各グループの中で、一番重要なことなので時間を使って協議してほしいというご要望がございました。したがって、今後も継続して協議を行うこととさせていただきますと、こう思っておりますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

木浦正幸会長 ということで、このことにつきましては今後も継続して協議をさせていただきます。

合併の基本項目については以上でございますが、このことにつきましては、改めて何か皆様方の方でご意見、ご質問等ございましたらお受けさせていただきたいと、こう思っておりますが。よろしゅうございますか。

田村恒夫委員 確かに、今会長さんがまとめられたことを含めて分かるんですが、今日、私、第2グループでいろいろ論議をしましたけれども、論議の時間が非常に短い。これでは本当の意味で論議にならないんですよ。ですから、こういう時間をきちんと取るような、そういうシステムをつくらないと、ただ単にそれだけで終わってしまうということもありますから、これは一つ今後のランドデザインを含めていろいろありますから、そういう面では時間を十分取ってお互い論議する、そういう場をつくっていただきたいということを強く要望します。

木浦正幸会長 しっかりと受け止めさせていただきたいと、こう思っております。

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、以上で協議を終了させていただきます。

○

6 その他

木浦正幸会長 最後に、6番のその他の項でございますが、まず事務局の方から何かありましたらお願いします。

野澤朗事務局次長 次回でございます。現在のところ次回の第3回準備会、4月17日午後3時、総合体育館ということで、また詳細決定いたしましたらご連絡をさせていただきます。先ほど申し上げました、新しいランドデザインに関しましてのグループ協議、一応4月7日を予定いたしますが、これも正式決定後直ちに、明日中にご連絡をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

木浦正幸会長 次回の開催日の決定ということでございますけれども、その他、皆様方の方で、その他の項で何かございましたらお受けいたしたいと思っておりますけれども。閉めさせていただいてよろしゅうございますか。

それでは第2回法定合併協議会準備会を閉会させていただきます。ご協力大変どうもありがとうございました。

午後4時0分 閉会